

令 2 人 事 第 3 8 号
令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 7 日

本 庁 各 課 長
各 出 先 機 関 の 長 様
労 働 委 員 会 事 務 局 長

人 事 課 長

緊急事態宣言の対象となったことに伴う県職員自らの対応の徹底について

全国を対象とした「緊急事態宣言」を踏まえ、感染症のまん延防止に向けて、知事から県民に対して、外出自粛の要請が行われたところです。

ついては、下記について、県職員自らによる対応の徹底を図るため、所属職員への周知と、所属における取組に万全を期すようお願いします。

なお、所管する地方独立行政法人等の関係団体に対しても、この旨を周知いただきますようお願いします。

記

1 出勤者の5割削減に取り組むこと

各所属において、4月22日（水）から、ローテーション勤務（在宅勤務）により出勤者の5割削減に取り組むこと

※ 感染症対策に係る業務を行う職員については、この限りではない。

2 不要不急な外出については、厳に慎むよう徹底すること

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

全国各地で人の移動等により、新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえ、地域の流行を抑制し、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、令和2年4月16日から5月6日までの間、全都道府県に「緊急事態宣言」が発令されました。

本県の近隣県においても、感染が急速に拡大しており、県内でも感染者が相次いで確認されるなど、全く予断を許さない状況です。

県民の皆様、企業の皆様には、ご自身はもとより、大切な人の命を守るため、感染の拡大防止に向け、5月6日までの間、以下の点について、ご協力いただき、事態の収束に向け、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指していただきますようお願いいたします。

◎ 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで移動することは、まん延防止の観点から、極力避けるようお願いいたします。また、県外からの帰省や来訪等を考えておられる方には、皆様から強く自粛を働きかけてください。

特に、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する必要があるため、協力をお願いいたします。

◎ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活維持のために必要なもの等を除き、外出の自粛をお願いいたします。特に、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は、自粛をお願いいたします。

◎ 職場への出勤は外出自粛等から除かれますが、まずは、在宅勤務（テレワーク）を強かに推進していただくとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を、今まで以上に進めていただきますようお願いいたします。

◎ 皆様お一人おひとりが、手洗い、「密閉、密集、密接」のいわゆる3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策を徹底してください。特に、3つの密が懸念される施設においては、適切な感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

令和2年4月17日

山口県知事 村岡 嗣 政